証券コード　9417
2020年９月７日

株　主　各　位

大阪市中央区道修町３丁目６番１号
株式会社スマートバリュー
代表取締役社長　**渋　谷　　順**

第７３期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。お手数ながら、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年９月23日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1.　**日　　時**　　2020年９月24日（木曜日）午前10時（受付開始は午前９時～）

2.　**場　　所**　　大阪市中央区道修町３丁目６番１号　京阪神御堂筋ビル７階
本社イベントスペース「colormari」
（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください）

3.　**目的事項**

報告事項

1.　第73期（2019年７月１日から2020年６月30日まで）
事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2.　第73期（2019年７月１日から2020年６月30日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役６名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.smartvalue.ad.jp/）に掲載させていただきます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、新株予約権等に関する事項、業務の適正を確保するための体制、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.smartvalue.ad.jp/ir/）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。従って、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
◎当日ご出席の株主の皆様へのお土産は、ご用意いたしておりませんので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症予防及び拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、株主総会の方針を以下のとおりとさせていただきます。

何卒、ご理解ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

◎株主様の健康状態に関わらず、株主総会当日のご来場を極力お控えいただきますようお願い申し上げます。
◎ご来場なさらずとも議決権を行使いただけるよう、書面による議決権の行使をご利用ください。
◎当日の模様は、インターネットによるライブ配信でご覧いただけます。（詳細は「株主様向けライブ配信のご案内」をご参照お願い申し上げます。）
◎株主様同士のお席の間隔を広く取ることから、席数が例年より大幅に減少するため十分な席数が確保できない可能性がございます。万が一席数を確保することができなかった場合には、ご入場をお断りする場合もございますので、あらかじめご了承ください。
◎当日ご来場いただく場合はご自身の体調をお確かめの上、マスクの着用等対策をお願い申しあげますとともに、当社の判断により、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合がございますので、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（自　2019年７月１日
至　2020年６月30日）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用情勢や、所得環境の改善傾向を背景に、全体では緩やかな景気回復傾向で推移しておりましたが、2019年10月の消費税増税による消費マインドの落ち込みもあり、弱含みで推移いたしました。さらに2020年２月以降は新型コロナウイルス感染症拡大により、一段と混迷を極めております。一方、海外経済においては、米中貿易摩擦の深刻化や、英国のEU離脱の影響などによる金融市場の混乱、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大によって世界経済の減速リスクが高まり、先行きはより不透明な状況で推移いたしました。

当連結会計年度末から今後にかけての景気動向については、極めて不透明な状況が続き、今後の状況の変化により、当社グループの企業努力のみを以ってこれらを完全に排除することは困難であると認識しております。

このような混乱した情勢のなか、当社グループでは、「スマート&テクノロジーで歴史に残る社会システムを創る！」を標榜し事業を推進しており、これまでに培った基盤を活かした持続的成長モデルへの移行を図るべく、安定収益の確保に加え、新領域創造に積極投資を行うことで、高収益事業創造に取り組んでおり、クラウドソリューション事業を成長領域として事業推進を強化してまいりました。

こうした環境のなか、当社グループの当連結会計年度の業績は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を各事業で受けることとなり、さらにモビリティ・サービスにおける新サービス開発工数が大幅に超過するなどの影響により、売上高は5,958,661千円（前期比23.0％減）、営業損失は239,750千円（前期は320,255千円の利益）、経常損失は223,392千円（前期は344,766千円の利益）となりました。

また、当社は、企業価値を向上させるためには一層の経営資源の選択と集中が重要であると考え、クラウドソリューション事業へのシフトを推進し、当該事業の事業拡大を行うため、2020年３月31日付で当社が運営する移動体情報通信機器の販売代理店事業を事業譲渡し、事業譲渡益1,482,122千円を特別利益に計上しました。他方、ソフトウェア等の活用状況を精査した結果、固定資産の収益性の低下による減損損失102,220千円、投資有価証券評価損107,416千円を計上しました。また、連結子会社である株式会社ノースディテールの業績が当初想定した計画を下回って推移しており、事業計画の見直を行った結果、計算書類において関係会社株式評価損650,420千円を計上したことから、連結計算書類において株式取得時に発生したのれんについて、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」の規定に基づきのれんの一括償却

を実施した結果、のれん償却額342,973千円を特別損失として計上しました。さらに、株式会社ノースディテールの事業業績を踏まえ、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、当連結会計年度末において繰延税金資産を230,565千円取り崩し、法人税等調整額を238,269千円計上しております。以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は32,901千円（前期比83.0％減）となりました。

なお、当連結会計年度におけるセグメント別の業績は次のとおりです。

＜クラウドソリューション事業＞

当社グループが成長領域として推進を強化しておりますクラウドソリューション事業は、デジタルガバメント及びモビリティ・サービスに区分しております。

デジタルガバメントにおきましては、電子行政の実現に向けて、オープンガバメント（注１）における透明性を推進する自治体の情報発信クラウドソリューションである、“Smart L-Gov”（注２）の提供や、行政のデジタル化、オンライン手続、住民ID基盤を軸とした「参加・連携」を促すクラウドプラットフォームである“GaaS”（注３）を、デジタルガバメント（注４）の基盤として提供するべく準備を進めておりました。

他方、もう一つのクラウドソリューション事業であるモビリティ・サービスにおきましては、祖業である自動車電装に端を発し、100年に一度という自動車産業の大変革期において、自動車に装着する安全支援機器の販売であるカーソリューションから、コネクティッドカー（注５）サービスである“CiEMSシリーズ”（注６）、クルマのデータ利活用を推進するプラットフォーム、ソフトウェアの提供や、さらにカーシェアリングなどクルマのサービス化を支援するプラットフォーム“Kuruma Base”（注７）の展開へと、多様なモビリティIoTを事業とするモビリティ・サービスを推進して参りました。

当連結会計年度における、クラウドソリューション事業におきましては、引き続き自治体の情報発信クラウドソリューションである、“Smart L-Gov”の提供が順調に推移し、ストック収益が拡大したものの、自治体及び公的機関を納入先とする入札案件において、新型コロナウイルス感染症による調達見送りや納品遅延等の影響を受けました。その結果、デジタルガバメント売上高は1,211,080千円（前期比9.9％減）となりました。

モビリティ・サービスでは、テレマティクスサービス（注８）をはじめとするIoT分野において、モビリティIoTサービス“CiEMSシリーズ”の販売台数が伸長し、契約件数を積み上げましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、企業の営業活動や移動自体に制約を受ける中、納品延期などが相次ぎ下半期は伸び悩む結果となりました。また、カーシェアリングなどクルマのサービス化を支援するプラットフォーム“Kuruma Base”のサービスも開始いたしましたが、開始に伴うソフトウェア開発工数の超過により、利益を圧迫する結果となりました。他方、安全運転支援機器を取扱うカーソリューション分野においては、新型コロナウイルス感染症の影響による自動車メーカーの新車生産調整により販売数量が大きく減少し、需要の急激かつ大幅な落ち込み及び期ずれが発生したことなどから、売上は伸び悩みました。この結果、モビリティ・サービス売上高は2,224,017千円（前期比10.5％減）となりました。

また、効率的なシステム開発体制の確立が遅れ、開発部門における費用が増大し、連結子会社である株式会社ノースディテールの業績にも当初事業計画の進捗に遅れが発生したことから、当初想定した計画を下回って推移しました。

以上の結果、クラウドソリューション事業では、各サービスにおいてストックの積上げが着実に推移したものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を各サービスで受けることとなり、売上高3,736,579千円（前期比5.7％減）、セグメント利益84,953千円（前期比72.8％減）となりました。

＜モバイル事業＞

モバイル事業におきましては、携帯電話が登場した初期から大阪府下において６店舗のドコモショップを運営し、地域密着での事業展開、スマホ教室の充実などお客様満足度を高め、販売拡大に努めてまいりました。

当連結会計年度においては、厳しい市場動向を反映し、新規販売台数及び手数料収入が減少しました。この結果、売上高は2,222,082千円（前期比41.2％減）、セグメント利益は240,649千円（前期比48.0％減）となりました。

なお、当該事業における事業運営リスクの低減と事業の再構築を推進することを最優先課題と認識し、2020年３月31日付で当社が運営する移動体情報通信機器の販売代理店事業を事業譲渡しました。

各事業の売上構成は、以下のとおりです。

（単位：千円、％）

セグメント及び事業の名称	2019年６月期		2020年６月期（当期）		対前期増減率
	売上高	構成比	売上高	構成比	
クラウドソリューション事業					
デジタルガバメント	1,344,030	17.4	1,211,080	20.3	△9.9
モビリティ・サービス	2,483,567	32.1	2,224,017	37.3	△10.5
その他	134,645	1.7	301,481	5.1	123.9
クラウドソリューション事業合計	3,962,244	51.2	3,736,579	62.7	△5.7
モバイル事業	3,780,812	48.8	2,222,082	37.3	△41.2
合計	7,743,057	100.0	5,958,661	100.0	△23.0

［用語解説］

注１．	オープンガバメント	：透明でオープンな政府及び地方自治体を実現するための政策とその背景となる概念のことで、（１）透明性、（２）市民参加、（３）官民の連携の３つを基本原則としている。
注２．	Smart L-Gov	：当社が提供する、自治体・公的機関向け地域情報クラウドプラットフォームのこと。
注３．	GaaS	：Government as a Serviceの略で、当社が提供する、行政デジタル化、オンライン手続き、住民ID基盤などの行政サービスをデジタル化するクラウドスイート。
注４．	デジタルガバメント	：公的手続をオンラインで行えるようにしたり、データベースの構築により情報の一元化を図るなど、公的機関側と、住民・事業者側の双方の省力化・利便性の向上などを目指すこと。
注５．	コネクティッドカー	：インターネットに接続され、情報を送ることも受け取ることもできる自動車のこと。
注６．	CiEMSシリーズ	：当社が提供する、モビリティから取得した多様なデータを分析・活用することで、交通事故の削減、渋滞の緩和、車両活用の効率化など、様々な社会課題の解決をするためのサービス。
注７．	Kuruma Base	：当社が提供する、カーシェアリングなどクルマのコネクティッド化からサービス化までをインテグレートするプラットフォーム。
注８．	テレマティクスサービス	：テレコミュニケーション（Telecommunication＝通信）とインフォマティクス（Informatics＝情報工学）を用いた造語であり、一般的には自動車や輸送車両等の動態に携帯電話等の移動体通信システムを利用してサービスを提供することの総称。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は634,124千円であります。

その主なものは、事業用ソフトウェアの開発投資、本社移転に伴う内装工事によるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、銀行借入により300,000千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

当社は、2020年２月14日開催の取締役会において、イリオスネット株式会社に移動体情報通信機器の販売代理店事業を譲渡することを決議し、2020年３月31日付で同社との間で事業譲渡契約を締結し、同日付で事業譲渡を実施しております。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第72期 2019年６月期	第73期 (当連結会計年度) 2020年６月期
売上高(千円)	7,743,057	5,958,661
営業利益又は営業損失（△）(千円)	320,255	△239,750
経常利益又は経常損失（△）(千円)	344,766	△223,392
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	193,660	32,901
１株当たり当期純利益(円)	19.48	3.31
総資産(千円)	4,487,795	4,692,916
純資産(千円)	3,613,329	3,583,970
１株当たり純資産(円)	364.74	359.65

(注) １．2019年６月期より連結計算書類を作成しているため、2018年６月期以前については記載しておりません。
２．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、１株当たり純資産は期末発行済株式数により算出しております。
３．第73期（当連結会計年度）の業績の概要につきましては、前記「(1)①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第70期 2017年６月期	第71期 2018年６月期	第72期 2019年６月期	第73期 (当事業年度) 2020年６月期
売上高(千円)	6,539,000	7,305,867	7,608,411	5,657,179
営業利益又は営業損失（△）(千円)	274,834	381,503	352,122	△182,285
経常利益又は経常損失（△）(千円)	275,895	375,842	379,725	△156,237
当期純利益(千円)	180,457	324,772	233,240	50,750
１株当たり当期純利益(円)	20.03	37.19	23.46	5.10
総資産(千円)	2,943,822	4,729,472	4,470,074	4,695,084
純資産(千円)	1,786,690	3,506,095	3,652,909	3,641,399
１株当たり純資産(円)	205.47	353.08	368.73	365.41

(注) １．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、１株当たり純資産は期末発行済株式数により算出しております。
２．2018年１月１日付で普通株式１株につき２株の割合で、2018年７月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が第70期の期首に行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率 (議決権比率)	主要な事業内容
株式会社ノースディテール	17,625千円	100.0%	ソフトウェア開発事業

(4) 対処すべき課題

情報通信サービス業界の事業環境は、インターネットの更なる普及拡大に伴い転換期を迎えており、所有から利用へのクラウドシフトや、コミュニティを育むスマートデバイスの普及、IoT、AIやブロックチェーンなど新たなテクノロジーによる既存の事業形態を根幹から変えるような可能性を踏まえながら急速に発展しております。

一方、新型コロナウイルス感染症の世界各国での拡大により、経済活動や国民生活に大きな影響が及んでおり、今後も多方面にわたって先行きが不透明な状況となることが懸念されています。

当社グループはこのような環境下において、以下の項目を対処すべき重要課題として取り組んでまいります。

① 高品質なクラウドサービスの提供

社会課題の解決に資するクラウドサービスの提供を推進している当社グループにとっては、安全・安心で高品質なサービスを提供することが重要な課題であると認識しております。そのためには、技術力の向上をベースとして、システム障害やサイバー攻撃への対応、急激なトラフィック増への対処や、特に自然災害発生時の大量のアクセス集中においても安定的なサービスをご提供するなど、あらゆる面で安心・安全なサービス運営が必要不可欠であります。

当社グループといたしましては、更なる耐障害性を持ったシステムへと計画的に整備を進めることにより、信頼性・可用性・保守性を踏まえた高品質なクラウドサービスの実現に向けて取り組んでまいります。

② 積極的な営業展開と新事業創造

当社グループでは、すでに全国に向けた営業展開を行っておりますが、クラウドファーストが浸透するなか、全国各地に存在する多様な社会課題の解決に向けて、引き続き積極的な営業展開を推進する意向であります。常に技術革新が起こっているクラウドサービス市場において機能優位性及び販売価格の競争力を維持するため、お客様の声を広く収集しその要望と仕様を反映することで、既存サービスの機能改善・追加及び新規サービスの創出を継続的に実施してまいります。具体的には、地域情報クラウド分野におけるオープンガバメント時代に対応するCMS（注１）の開発や電子行政への進化への対応やモビリティ・サービス分野における新たなモビリティデータを活用したサービスの開発など

に注力しております。また、これらの展開を日本国内のみならず、海外への展開についても検討を進めてまいります。さらに、各分野のリーダー企業との提携を積極的に行うことにより、サービス開始にかかる期間を短縮し、投資効率を向上させながら、他社とは差別化されたサービスの提供を行ってまいります。

③　イノベーションの創出

当社グループの事業領域では、クラウドファーストに伴い「スマートデバイスの普及」「社会基盤の創造や地域のイノベーションを促進するデータのオープン化」「地方創生」「データアナリティクス（注２）からAIに至るテクノロジーの活用」「ハード・モノ・デバイスがインターネットに繋がるIoT技術の開発」「非金融分野におけるブロックチェーン技術の活用」など多様な技術・トレンドが市場に強く影響を与えております。このような環境のなか、当社グループにおいても、創造的にイノベーションを育むことが重要であると認識しております。

具体的にはデジタルガバメント分野では、当社グループの持つ住民情報分野に特化したテクノロジーを活用し、開かれた電子行政の推進「オープンガバメント」を見据えて、かねてからの潮流である「行政の透明性の向上」や「政策立案への参加」のみならず「市民に寄り添える政策やサービスの実施」、更には将来の「人口減少社会に起因する税収減」と闘いつつも「多様化する市民生活にどう政策で応えることができるのか」といった課題に真剣に取り組み、生活に必要な住民情報発信のみにとどまらず公共サービスの民営化や地域資源のシェアード化など、社会の多様性に適応する新たな社会システムの創造を推進し、今後は新たな電子行政サービスの実現、公共財のプロフィットモデルを推進する社会システムの創造に向け、ヘルスケア・スポーツなど含めたスマートシティ領域へ展開してまいります。

モビリティ・サービス分野では、モビリティに特化したテクノロジーをベースに、IoTプラットフォームビジネスを展開しております。今後はデータアナリティクス・ブロックチェーン・AIなど、新たなノウハウやテクノロジーを活用し、カーシェアやライドシェア・損害保険・観光支援・安全運転支援など、今まで解決できなかった社会問題の解決を図る社会システムを創発いたします。

また、これらの既存領域に留まらず、新たな事業領域へのチャレンジにおいても、検討を進めるものとし、これまで培ってきた経験・知識・ノウハウと、新しいテクノロジー・多様化するニーズを「融合」させることにより、新しい価値を生み出し、イノベーションを創出してまいります。

④　内部管理体制の強化

内部統制システムの適正な維持は、当社グループにおいて重要な課題と認識しております。財務報告をはじめ、業務全般における適正なプロセスの整備と運用を徹底してまいります。

⑤　人材育成および働く環境の整備

クラウドサービス市場において、イノベーションを創出し、競争優位で高品質なクラウドサービスを提供するためには技術力・営業力および組織で働く上での魅力などの裏付けが不可欠となります。

当社グループにおいては、人材採用・育成・人事評価体系の整備運用及びその他の人材育成計画を策定し、知識の習得などの技術的研修と働く上での納得感を踏まえた社員幸福度の追求を実施してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、職場環境の在り方に大きな変化が表れてきております。当社でもリモートワークやオンライン商談を開始し、新しい環境への対応を進めております。さらに働く環境の整備を実施し、長く創造的な業務ができる環境を整えてまいります。

⑥　新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症が当社の業績に与える影響を適正かつ合理的に予測することは困難でありますが、短期的にはデジタルガバメント、モビリティ・サービス両分野ともに減収減益の影響が見込まれます。中長期的にはクラウドサービス市場では、IoT関連サービスのプラットフォームとしてもクラウドが不可欠な基盤となっており、引き続きクラウドファーストの流れやオープンガバメントの推進により、クラウド市場は拡大していく見通しです。当社グループの主要なサービスであるデジタルガバメント・モビリティ・サービス両分野は、「新常態」時代において新たな需要が見込まれ、事業機会の拡大の可能性があると想定しており、総合的には当社グループへの影響は限定的であると判断しております。

［用語解説］

注１．ＣＭＳ：Ｗｅｂコンテンツを構成するテキストや画像等のデジタルコンテンツを統合・体系的に管理し、配信等必要な処理を行うシステムの総称。

注２．データアナリティクス：大量で多様な形態のデータを分析し、価値を引き出す技術。

(5) 主要な事業内容（2020年６月30日現在）

当社グループは「スマート&テクノロジーで歴史に残る社会システムを創る！」を標榜しており、クラウドファーストの流れが一層鮮明となる中、自治体、公的機関及び法人向けにクラウドサービスを提供するストック型事業の「クラウドソリューション事業」を展開しております。

事業部門	事業内容
クラウドソリューション事業	
デジタルガバメント	自治体及び公的機関に特化した特定業種業務向けSaaSの提供 行政のデジタル化、オンライン手続き、住民ID基盤を軸とした「参加・連携」を促すクラウドプラットフォームであるGaaSの展開
モビリティ・サービス	安全運転支援機器の販売及び車載関連に特化したデータを収集・活用するサービスの提供 カーシェアリングなどクルマのサービス化を支援するプラットフォームの展開
その他	子会社（株式会社ノースディテール）におけるソフトウェアの受託開発サービスの提供

(6) 主要な事業所（2020年６月30日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	大阪市中央区
東京事業所	東京都中央区
S-CUBE iDC	堺市北区
都城BPOセンター	宮崎県都城市

② 子会社（株式会社ノースディテール）

名称	所在地
本社	札幌市中央区

(7) 従業員の状況（2020年６月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
273名	115名減

（注）出向者及び臨時従業員は含んでおりません。
当連結会計年度において、移動体情報通信機器の販売代理店事業の事業譲渡により、当社グループのモバイル事業の従業員105名が減少しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
203名	116名減	36歳３ヶ月	４年２ヶ月

（注）出向者及び臨時従業員は含んでおりません。
当連結会計年度において、移動体情報通信機器の販売代理店事業の事業譲渡により、当社のモバイル事業の従業員数105名が減少しております。

(8) 主要な借入先（2020年６月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　40,000,000株

(2) 発行済株式の総数　10,264,800株（自己株式　300,690株を含む）

(3) 株主数　3,212名

(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	株	%
渋谷　一正	2,285,600	22.94
渋谷　順	1,416,400	14.21
株式会社希実製作	576,000	5.78
株式会社コモンズ&センス	576,000	5.78
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	413,759	4.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	397,500	3.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	337,800	3.39
島田　睦	285,700	2.86
杉村　富生	181,900	1.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	117,400	1.17

（注）1.持株比率は、自己株式（300,690株）を控除して計算しております。
2.自己株式は、上記大株主からは除外しております。
3.日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年７月27日にJTCホールディングス株式会社と資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号変更しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年６月30日現在）

地位及び担当	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長	渋谷　順	株式会社コモンズ&センス 代表取締役 株式会社ノースディテール 代表取締役
取締役 事業部門統括	山田　幸人	大阪マルチメディア放送株式会社 取締役
取締役 開発部門統括CTO	森田　憲作	株式会社ノースディテール 取締役
取締役 管理部門統括	藤原　孝高	―
取締役	原　　正紀	株式会社クオリティ・オブ・ライフ 代表取締役 株式会社沖縄QOL 代表取締役
取締役	寺田　有美子	アーカス総合法律事務所 パートナー NPO法人フィンランド式人材育成研究所 理事
常勤 監査役	細川　晴弘	―
監査役	永島　竜貴	会計事務所メルディアップ 代表 合同会社和歌山事務センター 代表 株式会社ノースディテール 監査役
監査役	大鹿　博文	イーウェストコンサルティング株式会社 代表取締役 株式会社久世 監査役 株式会社チャームケアコーポレーション 監査役 株式会社ゼロ・サム 監査役

（注）１．取締役原正紀及び寺田有美子の両氏は、社外取締役であります。
２．監査役細川晴弘、永島竜貴及び大鹿博文の各氏は、社外監査役であります。
３．監査役細川晴弘は、金融機関および事業会社で培った企業審査、リスクマネジメント、内部監査（CIA：公認内部監査人）の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．監査役永島竜貴及び大鹿博文の両氏は税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．当社は、株式会社東京証券取引所に対して細川晴弘氏、原正紀氏、寺田有美子氏、永島竜貴氏、大鹿博文氏を独立役員として届出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	７名	91,373千円	（うち社外取締役	２名	6,792千円）
監査役	３名	16,044千円	（うち社外監査役	３名	16,044千円）

（注）１．報酬等の総額には、譲渡制限特約付株式として付与いたしました報酬額のうち当事業年度の費用計上額6,587千円が含まれております。
２．上記の取締役及び監査役の支給人員には、2019年９月26日開催の第72期定時株主総会の終結の時をもって退任した１名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏　　名	兼職先	当該他の法人等との関係
取締役	原　正紀	株式会社クオリティ・オブ・ライフ　代表取締役 株式会社沖縄QOL　代表取締役	株式会社クオリティ・オブ・ライフ及び株式会社沖縄QOLと当社との間で取引関係はありません。
取締役	寺田　有美子	アーカス総合法律事務所 パートナー NPO法人フィンランド式人材育成研究所 理事	アーカス総合法律事務所及びNPO法人フィンランド式人材育成研究所と当社との間で取引関係はありません。
監査役	永島　竜貴	会計事務所メルディアップ代表 合同会社和歌山事務センター代表	会計事務所メルディアップ及び合同会社和歌山事務センターと当社との間で取引関係はありません。
監査役	大鹿　博文	イーウェストコンサルティング株式会社　代表取締役 株式会社久世　監査役 株式会社チャームケアコーポレーション　監査役 株式会社ゼロ・サム　監査役	イーウェストコンサルティング株式会社、株式会社久世、株式会社チャームケアコーポレーション及び株式会社ゼロ・サムと当社との間で取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
原　正紀	社外取締役	当事業年度中に開催の取締役会13回のすべてに出席し、発言を適宜行っております。
寺田　有美子	社外取締役	当事業年度中に開催の取締役会13回のすべてに出席し、発言を適宜行っております。
細川　晴弘	社外監査役	当事業年度中に開催の取締役会13回のすべて、及び監査役会14回すべてに出席し、発言を適宜行っております。
永島　竜貴	社外監査役	当事業年度中に開催の取締役会13回のすべて、及び監査役会14回すべてに出席し、発言を適宜行っております。
大鹿　博文	社外監査役	当事業年度中に開催の取締役会13回のすべて、及び監査役会14回すべてに出席し、発言を適宜行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が５回ありました。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、会社法第427条第１項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）または監査役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。なお、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役は、同規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額（注）	28,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

(注) １．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当該事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。また上記のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定する方針であります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（2020年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,925,579**	**流動負債**	**1,030,092**
現金及び預金	2,022,481	買掛金	187,291
電子記録債権	1,452	リース債務	17,530
受取手形及び売掛金	444,818	未払法人税等	394,863
商品	294,580	賞与引当金	42,329
仕掛品	32,407	その他	388,078
その他	129,838	**固定負債**	**78,853**
固定資産	**1,767,337**	リース債務	23,643
有形固定資産	**349,678**	資産除去債務	55,156
建物及び構築物	199,114	その他	53
工具、器具及び備品	94,897	**負債合計**	**1,108,945**
リース資産	37,024	（純資産の部）	
建設仮勘定	18,641	**株主資本**	**3,583,589**
無形固定資産	**907,527**	**資本金**	**959,454**
のれん	389,617	**資本剰余金**	**949,720**
ソフトウエア	218,426	**利益剰余金**	**1,841,718**
ソフトウエア仮勘定	297,628	**自己株式**	**△167,303**
その他	1,854	**新株予約権**	**381**
投資その他の資産	**510,130**	**純資産合計**	**3,583,970**
投資有価証券	21,593		
繰延税金資産	279,431		
その他	209,190		
貸倒引当金	△83		
資産合計	**4,692,916**	**負債・純資産合計**	**4,692,916**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　2019年７月１日
至　2020年６月30日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		5,958,661
売上原価		4,286,528
売上総利益		1,672,132
販売費及び一般管理費		1,911,882
営業損失		239,750
営業外収益		
受取利息	156	
助成金収入	8,676	
違約金収入	1,903	
祝金受取額	2,055	
その他	3,690	16,482
営業外費用		
支払利息	124	124
経常損失		223,392
特別利益		
事業譲渡益	1,482,122	1,482,122
特別損失		
固定資産売却損	276	
固定資産除却損	22,148	
減損損失	102,220	
投資有価証券評価損	107,416	
のれん償却額	342,973	
その他	8,650	583,685
税金等調整前当期純利益		675,045
法人税、住民税及び事業税	403,873	
法人税等調整額	238,269	642,143
当期純利益		32,901
親会社株主に帰属する当期純利益		32,901

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年６月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**2,814,904**	**流動負債**	**984,043**
現金及び預金	1,931,525	買掛金	203,345
電子記録債権	1,452	リース債務	17,530
売掛金	424,286	未払金	105,821
商品	294,580	未払費用	19,046
仕掛品	35,918	未払法人税等	392,573
前払費用	54,495	前受金	28,134
その他	72,645	預り金	24,592
固定資産	**1,880,180**	賞与引当金	31,045
有形固定資産	**308,590**	その他	161,954
建物	170,255	**固定負債**	**69,641**
工具、器具及び備品	82,667	リース債務	23,643
リース資産	37,024	資産除去債務	45,944
建設仮勘定	18,641	その他	53
無形固定資産	**567,743**	**負債合計**	**1,053,684**
商標権	342	**(純資産の部)**	
ソフトウエア	228,392	**株主資本**	**3,641,017**
ソフトウエア仮勘定	337,496	**資本金**	**959,454**
その他	1,512	**資本剰余金**	**949,720**
投資その他の資産	**1,003,846**	資本準備金	949,720
投資有価証券	21,593	**利益剰余金**	**1,899,147**
関係会社株式	681,329	利益準備金	2,234
出資金	20	その他利益剰余金	1,896,913
長期前払費用	7,534	別途積立金	659,300
繰延税金資産	91,931	繰越利益剰余金	1,237,613
敷金及び保証金	201,087	**自己株式**	**△167,303**
その他	433	**新株予約権**	**381**
貸倒引当金	△83	**純資産合計**	**3,641,399**
資産合計	**4,695,084**	**負債・純資産合計**	**4,695,084**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　2019年７月１日
　至　2020年６月30日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		5,657,179
売上原価		4,102,210
売上総利益		1,554,969
販売費及び一般管理費		1,737,254
営業損失		182,285
営業外収益		
受取利息	184	
仕入割引	113	
助成金収入	8,676	
経営指導料	9,683	
その他	7,514	26,172
営業外費用		
支払利息	124	124
経常損失		156,237
特別利益		
事業譲渡益	1,482,122	1,482,122
特別損失		
固定資産除却損	21,805	
減損損失	107,818	
投資有価証券評価損	107,416	
関係会社株式評価損	650,420	
その他	7,090	894,550
税引前当期純利益		431,334
法人税、住民税及び事業税	401,583	
法人税等調整額	△20,999	380,583
当期純利益		50,750

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年８月14日

株式会社スマートバリュー
　取締役会　御中

三優監査法人
大　阪　事　務　所
指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　坂下　藤男　㊞
指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　西川　賢治　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社スマートバリューの2019年７月１日から2020年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スマートバリュー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年８月14日

株式会社スマートバリュー
　取締役会　御中

三優監査法人
大阪事務所
指定社員
業務執行社員　公認会計士　坂下　藤男　㊞
指定社員
業務執行社員　公認会計士　西川　賢治　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社スマートバリューの2019年７月１日から2020年６月30日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年７月１日から2020年６月30日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年８月20日

株式会社スマートバリュー　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　細　川　晴　弘　㊞

社外監査役　永　島　竜　貴　㊞

社外監査役　大　鹿　博　文　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、将来の事業展開と経営基盤の充実のために必要な内部留保を確保しつつ、長期的かつ安定的に配当を継続していくことを基本方針とし、利益の状況、翌期以降の収益の見通し、キャッシュ・フローの状況、並びに配当性向などを総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたく存じます。

１．配当財産の種類

金銭といたします。

２．株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金　８円　　総額 79,712,880円

３．剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年９月25日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）当社は、経営における監督と執行の分離を一層明確にし、監督機能の強化と執行のスピードアップを図ることを目的に、指名委員会等設置会社に移行いたします。これに伴い、指名委員会、報酬委員会、監査委員会及び執行役に関する条項の新設、監査役及び監査役会に関する条項の削除等、所要の変更を行うものであります。

（２）取締役及び執行役の損害賠償責任の責任免除について、損害賠償責任を法令の限度において免除することを取締役会決議とするものであります。

（３）責任限定契約を締結することができる役員等を「社外取締役」から「取締役（業務執行取締役等であるものを除く）」に変更するものであります。

（４）その他、上記各変更に伴う条数の変更、字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

２．定款変更後の内容

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　　総　　則	第１章　　総　　則
第１条　　（省略）	第１条　　（現行どおり）
（目　的）	（目　的）
第２条　　（省略）	第２条　　（現行どおり）
１．～11.　　（省略）	１．～11.　　（現行どおり）
12. 自動車の売買、仲介斡旋、賃貸、リース、管理および保守整備などのサービスの企画、開発、運営に関する業務	12. 自動車の売買、仲介斡旋、賃貸、リース、管理及び保守整備などのサービスの企画、開発、運営に関する業務
13.　　（省略）	13.　　（現行どおり）
14. ITを活用したまちづくりおよび電子行政の推進に関する事業の企画、運営	14. ITを活用したまちづくり及び電子行政の推進に関する事業の企画、運営
15. 仮想通貨、地域通貨およびそれらを利用した金融派生商品に関するシステムの研究、開発、保守、運営ならびに取引の仲介	15. 仮想通貨、地域通貨及びそれらを利用した金融派生商品に関するシステムの研究、開発、保守、運営並びに取引の仲介
16. ITを活用した先進的サービスの研究開発、試験的活用ならびに研究機関の設置、運営に関する業務	16. ITを活用した先進的サービスの研究開発、試験的活用並びに研究機関の設置、運営に関する業務
17.　　（省略）	17.　　（現行どおり）
18. スポーツ施設およびスポーツクラブの企画、運営、興行ならびにその指導業務	18. スポーツ施設及びスポーツクラブの企画、運営、興行並びにその指導業務
19.　　（省略）	19.　　（現行どおり）
20. ビジネスプロセスアウトソーシングならびにコールセンター業務の運営	20. ビジネスプロセスアウトソーシング及びコールセンター業務の運営
21. 企業の合併、資本参加、業務提携、事業承継・再編等に関する助言、仲介および斡旋	21. 企業の合併、資本参加、業務提携、事業承継・再編等に関する助言、仲介及び斡旋
22.　　（省略）	22.　　（現行どおり）
第３条　　（省略）	第３条　　（現行どおり）
（機関）	（機関）
第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第４条　当会社は、指名委員会等設置会社として、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
１．　取締役会	１．　取締役会
２．　監査役	２．　指名委員会、監査委員会及び報酬委員会
３．　監査役会	３．　執行役
４．　会計監査人	４．　会計監査人

現　行　定　款	変　更　案
第５条　　（省略）	第５条　　（現行どおり）
第２章　　株　　式	第２章　　株　　式
第６条～第８条　　（省略）	第６条～第８条　　（現行どおり）
（単元未満株主の権利制限） 第９条 (1)～(2)　　（省略） (3)募集株式または募集新株予約権の割り当てを受ける権利	（単元未満株主の権利制限） 第９条 (1)～(2)　　（現行どおり） (3)募集株式又は募集新株予約権の割り当てを受ける権利
（株主名簿管理人） 第10条　当社は、株主名簿管理人を置く。 ②　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。	（株主名簿管理人） 第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ②　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、執行役社長が選定し、公告する。
（株式取扱規程） 第11条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第11条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取りその他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
（基準日） 第12条　当会社は、毎年６月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ②　前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。	（基準日） 第12条　当会社は、毎年６月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ②　前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。
第３章　　株主総会	第３章　　株主総会
第13条　　（省略）	第13条　　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（招集権者及び議長） 第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役社長がこれを招集する。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 ②　株主総会においては、代表取締役社長が議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。	（招集権者及び議長） 第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の決議により定めた取締役がこれを招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 ②　株主総会においては、あらかじめ取締役会の決議により定めた取締役又は執行役が議長となる。当該取締役又は執行役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役又は執行役が議長となる。
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第15条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第15条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第16条　（省略）	第16条　（現行どおり）
（議決権の代理行使） 第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。 ②　前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。	（議決権の代理行使） 第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。 ②　前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。
（株主総会議事録） 第18条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。	（株主総会議事録） 第18条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

現　行　定　款	変　更　案
第４章　　取締役及び取締役会	第４章　　取締役及び取締役会
第19条～第21条　（省略）	第19条～第21条　（現行どおり）
（代表取締役及び役付取締役） 第22条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 ②　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 ③　取締役会は、その決議によって、代表取締役社長１名を選定し、代表取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することが出来る。	（削除）
（取締役会の招集権者及び議長） 第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。	（取締役会の招集権者及び議長） 第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の決議により定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ②　取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することが出来る。	（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ②　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することが出来る。
第25条　　（省略）	第24条　　（現行どおり）
（取締役会の決議の省略） 第26条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第25条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会議事録） 第27条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名する。	（取締役会議事録） 第26条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名押印又は電子署名する。
第28条　（省略）	第27条　（現行どおり）
（取締役の報酬等） 第29条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
第30条　（省略）	第28条　（現行どおり）
第５章　　監査役及び監査役会	（削除）
（監査役の員数） 第31条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（削除）
（監査役の選任の方法） 第32条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役の任期） 第33条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（常勤監査役） 第34条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
（監査役会の招集通知） 第35条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することが出来る。 ②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することが出来る。	（削除）
（監査役会の決議の方法） 第36条　監査役会の決議は、法令に特段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役会の議事録） 第37条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	（削除）
（監査役会規則） 第38条　監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。	（削除）
（監査役の報酬等） 第39条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（監査役の責任免除） 第40条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することが出来る。 ②　当会社は、監査役との間で、会社法第427条第１項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	第５章　指名委員会、監査委員会及び報酬委員会
（新設）	（委員の員数） 第29条　各委員会は、３名以上の取締役で組織するものとし、その過半数は社外取締役とする。
（新設）	（委員の選定方法） 第30条　各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。ただし、監査委員会の委員は、当会社若しくは当会社子会社の執行役若しくは業務執行取締役又は当会社子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは支配人その他の使用人を兼務しないものとする。
（新設）	（委員会規程） 第31条　各委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会で定める各委員会規程による。
（新設）	第６章　執行役
（新設）	（執行役の選任方法） 第32条　執行役は、取締役会の決議によって選任する。
（新設）	（執行役の任期） 第33条　執行役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　増員により、又は補欠として選任された執行役の任期は、他の在任執行役の任期の満了する時までとする。
（新設）	（代表執行役及び役付執行役） 第34条　取締役会は、その決議によって代表執行役を選定する。 ②　前項に定めるほか、取締役会の決議により執行役社長１名を選定する。

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	（執行役の責任免除） 第35条　当会社は、取締役会の決議によって、執行役（執行役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することが出来る。
第６章　会計監査人 第41条～第42条　（省略）	第７章　会計監査人 第36条～第37条　（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第43条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第38条　会計監査人の報酬等は、取締役会が監査委員会の同意を得て定める。
第７章　　計　　算 第44条　（省略））	第８章　　計　　算 第39条（現行どおり）
（期末配当金） 第45条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年６月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。	（期末配当金） 第40条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年６月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。
（中間配当） 第46条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	（中間配当） 第41条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。
第47条　（省略）	第42条　（現行どおり）
（新設）	附　　則
（新設）	（監査役の責任免除等に関する経過措置） 第１条　当会社第73期定時株主総会終結前の会社法第423条第１項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第40条第１項及び第２項の定めるところによる。

第３号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）		所有する当社の株式の数
1	渋谷　順（しぶや　じゅん） （1963年11月14日生）	1982年４月	株式会社菱和商工入社（現：株式会社菱和）	1,416,400株
		1985年５月	株式会社堺電機製作所（現：当社）入社	
		1994年２月	同社　専務取締役就任	
		2003年４月	同社　代表取締役社長就任	
		2006年10月	株式会社SDVホールディングス（現：当社）代表取締役就任	
		2006年10月	株式会社モバイルビズ（旧子会社）代表取締役社長就任	
		2011年２月	株式会社SDV（現：株式会社希実製作）取締役就任	
		2012年７月	当社　代表取締役社長就任（現任）	
		2016年４月	当社　代表取締役社長兼経営企画管掌就任	
		2017年４月	株式会社コモンズ＆センス設立代表取締役就任（現任）	
		2019年３月	株式会社ノースディテール代表取締役社長就任（現任）	

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）		所有する当社の株式の数
2	細川（ほそかわ）　晴弘（はるひろ） （1958年７月20日生）	1981年４月 1991年10月 1998年３月 2003年10月 2010年４月 2013年３月 2018年９月	株式会社住友銀行（現：株式会社三井住友銀行）入社 インドネシア住友銀行　取締役融資担当就任 ブラジル住友銀行　取締役リスクマネジメント担当就任 株式会社三井住友銀行　資産監査部（大阪）部長就任 パナソニック電工株式会社（現：パナソニック株式会社）入社 パナソニック電工ファイナンス株式会社取締役総合企画部長就任 パナソニック株式会社エコソリューションズ社（現：ライフソリューションズ社）監査役員室長就任 当社　常勤 監査役就任（現任）	1,200株
3	原（はら）　正紀（まさのり） （1959年１月27日生）	1982年４月 1988年１月 2006年11月 2013年８月 2013年９月	日立建機株式会社入社 株式会社リクルート入社（現：株式会社リクルートホールディングス） 株式会社クオリティ・オブ・ライフ設立　代表取締役就任（現任） 株式会社沖縄QOL設立　代表取締役就任（現任） 当社　取締役就任（現任）	2,200株
4	寺田（てらだ）　有美子（ゆみこ） （1977年５月１日生）	2005年10月 2010年６月 2013年10月 2015年５月 2017年９月	弁護士登録（大阪弁護士会） 弁護士法人大阪パブリック法律事務所勤務 弁護士法人あすなろ法律事務所パートナー同奄美支所にて執務 独立「アーカス総合法律事務所」にパートナーとして参加（現任） NPO法人フィンランド式人材育成研究所理事（現任） 当社　取締役就任（現任）	2,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）		所有する当社の株式の数
5	永島　竜貴（ながしま　りゅうき） (1973年12月２日生)	1999年４月 2000年８月 2009年１月 2011年２月 2012年７月 2019年３月	大阪中小企業投資育成株式会社入社 エヌ･アイ･エフ ベンチャーズ株式会社入社（現：株式会社大和キャピタル・ホールディングス） 会計事務所メルディアップ設立 代表(現任) 合同会社和歌山事務センター設立 代表(現任) 当社　監査役就任（現任） 株式会社ノースディテール 監査役就任（現任）	2,200株
6	大鹿　博文（おおしか　ひろふみ） (1952年２月28日生)	1977年４月 1987年３月 2007年４月 2008年６月 2011年９月 2014年９月 2016年12月	鐘紡株式会社入社 大和証券株式会社入社 イーウェストコンサルティング株式会社設立　代表取締役(現任) 株式会社久世　監査役就任(現任) 株式会社チャームケアコーポレーション監査役就任(現任) 当社　監査役就任(現任) 株式会社ゼロ・サム　監査役就任(現任)	2,200株

（注）1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 所有する当社の株式の数には、スマートバリュー役員持株会における持ち分は含まれておりません。

3. 渋谷順氏は、代表取締役社長として経営の監督を適切に行っております。取締役会においては、取締役会議長として取締役会を適切に運営し、取締役会の意思決定の機能を高めております。また、経営理念の浸透・実践を通じて、持続的な企業価値の向上を図っております。これらのことから、中長期ビジョン実現の牽引者として適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

4. 細川晴弘氏は、金融機関および事業会社で培った企業審査、リスクマネジメント、内部監査（CIA：公認内部監査人）、海外勤務、及び監査役監査等の経験を活かして当社の監査業務に従事していただくことで、在任期間中に当社の監査体制が更に強化できるものと判断し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する社外取締役としての選任をお願いするものであります。

5. 原正紀氏は、国・自治体・教育機関等の委員を歴任するとともに、自ら設立した企業の経営者として産業界においても幅広い活躍をされています。同氏の幅広い見識を当社経営に反映させていただくことを目的として、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって７年となります。

6. 寺田有美子氏は、弁護士として幅広い見識及び経験を有しており、当社と関係しない独立した客観的な立場かつ女性ならではの視点で、当社の経営に関し、広く適切な助言、監督を行っていただけるものと判断しております。なお、当社社外

取締役在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。

7. 永島竜貴氏は、税理士としての知見及びファイナンスやエクイティ等のIP0に必要な知識も豊富であり、これまで当社社外監査役として、その多岐に亘る豊富な知見により適切な助言・提言をいただいており、指名委員会等設置会社へ移行後の当社取締役会においても、独立した立場から適切な助言・提言をいただくことは当社のガバナンス向上に寄与するものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。
8. 大鹿博文氏は、税理士としての経験の他、人脈の広さ、知見を活かし、これまで当社社外監査役として、客観的な視点を持って経営に対する牽制機能を担っていただいており、指名委員会等設置会社へ移行後の当社取締役会においても、独立した立場から適切な助言・提言をいただくことは当社のガバナンス向上に寄与するものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。
9. 細川晴弘氏、原正紀氏、寺田有美子氏、永島竜貴氏、大鹿博文氏は社外取締役候補者であります。
10. 当社は、細川晴弘氏、原正紀氏、寺田有美子氏、永島竜貴氏、大鹿博文氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額であります。
11. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して細川晴弘氏、原正紀氏、寺田有美子氏、永島竜貴氏、大鹿博文氏を独立役員として届出ております。

以 上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場：大阪市中央区道修町３丁目６番１号
京阪神御堂筋ビル７階
本社イベントスペース「colormari」

（お願い）
当社専用の駐車場はございませんので、
お車でのご来場はご遠慮ください。

〔交通のご案内〕
- 地下鉄御堂筋線・淀屋橋駅11番出口より徒歩約２分
- 地下鉄御堂筋線・本町駅２番出口より徒歩約６分

